

米英戦時貿易交渉——戦後貿易システムの原点

山 本 和 人

は じ め に

- I 大西洋憲章と相互援助協定に関する理解——貿易自由化と完全雇用の実現
 - II 戦後貿易システム構築の模索——ミード構想，ワシントン会議（1943年9～10月）の意義
 - III 多国間システム構築の開始——アメリカへの主導権の移行
- お わ り に

は じ め に

前著（山本和人，1999）を上梓してから10年以上の歳月が流れてしまった。この間，新自由主義，グローバリズムをキーワードとし，国際的なインバランスを抱えつつも，アメリカを中心とする世界経済体制が機能してきた。貿易システムの面からそれを支えたのがWTOであったことは，誰も否定するものはないであろう。しかし2008年9月のリーマンショックにより，世界経済は激変した。冷戦後，唯一の超大国としてこの世の春を謳歌したかに見えたアメリカ，そしてグローバルスタンダードとして確固たる地位を獲得したかにもえた新自由主義は，その限界が露呈された。リーマンショックから2年以上経っても，世界経済（先進国経済）は低迷し，混沌とした状況にある。通商面に限定しても，通貨切下げ競争，保護主義の台頭，新重商主義と呼ばれる輸出至上主義のうねり，2国間通商協定，地域通商協定の激増など…。20世紀後半の多国間貿易システムの構築に結集したアメリカを筆頭

とするイギリスおよび西欧諸国は、多国間主義を否定する動きを強めているように思える。曲がりなりにも、60年以上、世界貿易の支柱となってきた原則が機能しなくなっている。新たな多国間主義を模索しなければならない段階に達しているといえよう。世界経済の転換点にある現在、前著の執筆時に抱いていた問題意識——イギリスからアメリカへの主導権の移行の特徴を貿易システム形成の面に焦点を当て、戦後貿易システムの本質を解き明かす——が、10年間のときを経て、いっそう鮮明に浮かび上がってきた。このような現状に鑑み、改めて未完の書であった前著の続編を刊行する必要性を痛感する次第である。

すでに前著の続きは、何回かに分けて本学の論集に投稿してきた（山本和人，2003，2006，2007，2008，2009，2010a）。GATTが暫定的に成立を見た1947年4～10月ジュネーブ会議の分析も最終局面を迎えている。これら一連の論稿を通じて、理解できたことは、多国間協定を成立させる困難性とそれを乗り越えるためにとられた複雑な手続き、またそれとの関連でGATT成立を巡る通説の不正確さである。こうした不十分さはGATT研究、特にその成立史の研究がわが国において空白であったこと、さらにいえば欧米においてもその傾向がみられたことによる。しかしこの10年間に、欧米において

1) 佐分氏は、国際法学者の立場から、GATTの翻訳文の不適切さを指摘されている。GATTは暫定的適用に関する議定書を通じて、暫定的に発足したのであるから、日本がGATTに加入するに際しても、外務省の告示において、条約として公布されたのは加入議定書だけであり、GATT本体の正文や翻訳文は示されなかったという。外務省の告示のなかで、GATTの翻訳文が最初に掲載されたのは1966年の8月であった。それは、GATT第IV部、いわゆる発展途上国条項を追加する議定書を日本が受諾し、その効力が発した1966年6月に対応してなされたものであった。しかもその翻訳文が公定訳かどうか明らかでないとい氏は述べられている（佐分晴夫，2010）。筆者が佐分氏のエッセーから感じることは、GATTが、日本政府にとっても対応に苦慮すべき難解な存在であったことあり、そしてこれはひとえにGATTを発効させるに際して採られた複雑な手続きに拠っている。われわれは様々な公文書類が公開された現在においてこそ、この過程を明確にしておかなければならない。

は GATT 成立に関する歴史研究が飛躍的に進展した。また政治学の分野では、われわれ経済学者が、戦後貿易システムを形容する際に用いてきた 3 原則、つまり、自由・無差別・多角主義について、自由そして無差別の内容を吟味するとともに、多角主義（Multilateralism：われわれは多国間主義と呼ぶことにする）をどのように規定するかについて、ラギー（Ruggie, J.G.）の研究（Ruggie, 1982, 1993）を嚆矢として、その概念が豊富化されている。これまで発表してきた一連の論稿では、こうした GATT 成立に関する研究の深化を取入れつつ、戦後世界貿易システム成立プロセスを具体的に跡付けることで、その特徴を明らかにし、アメリカの覇権の内実を豊富化する作業を行ってきた。

本稿は、前著の上梓以来生じた世界経済の変化や GATT 研究の進展を視野に入れ、前著の内容を敷衍・深化させることを目的とするものである。前著で用いた未公刊公文書類については、できる限り、本稿の参考文献に記載することを避けた（山本和人，1999の各章の末尾に掲載した参考文献を参照されたし）。また図表についても、図 1 は前著から引用し、図 2 については、いくつかの修正を加えて再録したものであることを付け加えておく。

I 大西洋憲章と相互援助協定に関する理解 — 貿易自由化と完全雇用の実現

戦後の貿易システムの起源をどこに求めるべきか？われわれは前著において、その原点をイギリスの戦後貿易システム案である『国際通商同盟案』（ミード・ゲイツケル案）とその方式に関する英米の合意（具体的にはⅡで述べるワシントン原則）に求めた（山本和人，1999，第 7，第 8 章）。国際通商同盟案の骨子は、貿易に関する普遍的な国際ルールの設定と国際機関の創設を謳ったものであった。国際通商同盟案は、多国間主義（Multilateralism）という新たな発想に基づく画期的な提案であり、まさに貿易政策

におけるパラダイム転換と位置付けることができよう。こうしてわれわれは戦後貿易システムの最大の特徴を、多国間主義に置いた。ラギー (Ruggie, J.G) は、「多国間主義とは一般化された行動原則に基づいて3カ国以上の関係を調整する制度上の形態 (institutional form) のこと」(Ruggie, 1993, p.11) であり、第2次大戦前には基本的に存在しなかった (*Ibid.*, p.24) と述べている。ところで、ラギーのいう一般化された行動原則とはどのようなものなのか。換言すれば、多国間主義の中に嵌め込まれる貿易の原則とは？そして如何なる経緯を辿ってその合意に達したのか。さらにその原則がどのような具体的ルールとして結実したのか。この最後の問題については、次稿でその決着の仕方を明らかにするが、前著で到達した一応の結論に、新たな事実を加えて整理しておく必要があるだろう。従って、本稿は、現在、本学の論集に掲載中の「戦後貿易体制成立史」の序説に相当するものである。

従来の研究では、戦後の貿易原則を自由・無差別・多角(多国間)主義と捉え、その原点をどこに求めるかについて議論が展開されてきた。前著でも指摘した通り、我が国の国際経済学者の一部、最近の経済史家たちは、その原点を1930年代のアメリカ貿易政策、すなわち1934年互惠通商協定法とそれに基づく通商協定締結運動に求める傾向がある。しかし、前著で明らかにしたように、この見解にわれわれは同意しかねる。というのも、互惠通商協定法とその締結運動は2国間主義に基づくものあり、多国間主義に基づく戦後貿易システムとは次元的に異なっている。

ここではわれわれの考えるこの最大の相違点は措いて、互惠通商協定法とその締結運動について考察することにする。互惠通商協定法は、表面的には無差別主義、互惠主義に基づく関税引下げや差別的貿易障壁の削減・撤廃を謳っていた。つまり、文字通り解釈すれば、自由・無差別主義を標榜していたのである。しかし、実際の運用に関しては、主要供給国方式²⁾や関税再分類化方式(後に述べるようにGATT規定では禁止)を代表とする差別主義

的側面をもつとともに、締結相手国に関しても、西半球諸国が多くを占めていた。互恵通商協定締結運動は、アメリカが意識したかしなかったは別としても、結局のところ1930年代の世界状況の中で、西半球ブロックの形成となって現れたのである。こうしたことから、互恵通商協定法とその締結運動に戦後貿易原則である自由・無差別主義の実践形態を求めることは無理があると考える。

しからは、その原則がいつ明確な形をとって現われるのであろうか。それは前著で明らかにしたように、1941年3月に成立をみた武器貸与法を境として、アメリカの対外政策が西半球主義を超えて展開される時期と軌を一にしていると捉えることができよう。1941年5月にアメリカのハル (Hull, C.) 国務長官は、いわゆるハル5原則 (山本和人, 1999年, 170ページ参照) を発表、さらにはイギリスおよび自治領諸国 (オーストラリア, 南アフリカ, ニュージーランド) と補足貿易協定の締結を模索し、戦後貿易に関する約束を取り付け、アメリカが差別主義の権化と見做す英帝国特惠関税制度を2国間主義に基づいて解体していこうと考えるに至ったのである (山本和人, 1999, 159~163ページ)。そしてこのような動きと歩調を合わせるが如く、米英間で発表されたのが、1941年8月の大西洋憲章の経済条項である第4, 第5パラグラフ、そして1942年2月に合意した相互援助協定第7条であった。強調すべきは、単に貿易政策だけに焦点を当てるのではなく、対外政策総体の変化と関わらせて、アメリカ貿易政策を分析する視角を提供しようとした点にある (山本和人, 1999, 第5, 6章)。その要点については、図1に示

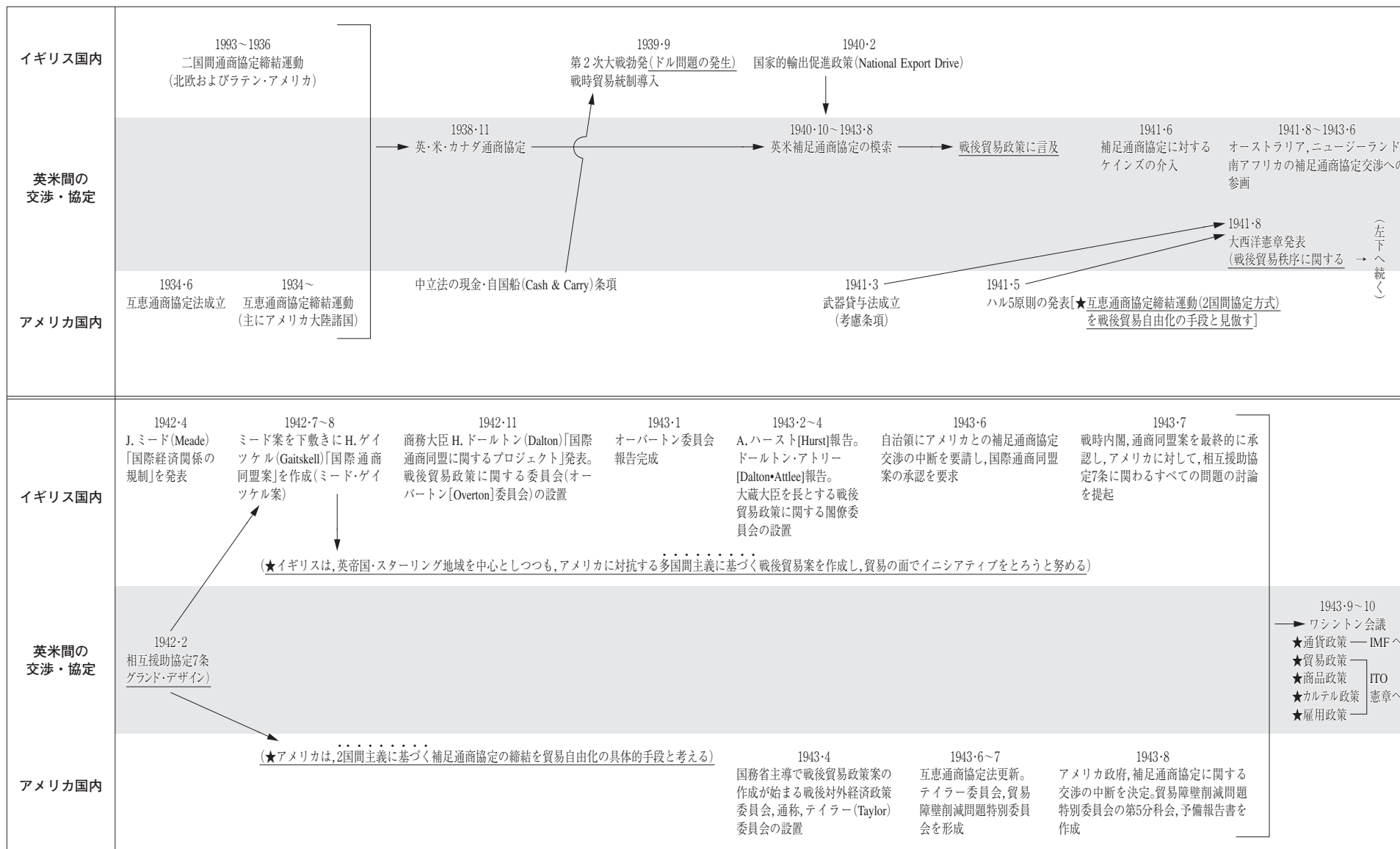
2) 従来の解釈では GATT では主要国方式が採用されたとされているが、実際の関税引下げ交渉の場においてこの方式を厳格に適用すれば、世界貿易に占めるシェアの高かった、従って主要供給国にランクされることが多い日独の旧枢軸国が加盟していない状況下で、関税引下げ対象品目の数は限定されることが予想された。したがって GATT 関税交渉ではこの規定は柔軟に運用され、主要供給国にはランクされない諸国との交渉も行われたのである。この点については山本和人, 2008, 503~504 ページ参照。

した通りである（山本和人，1999，212～3ページより引用）。

ガードナー（Gardner, R.N.）の古典的名著，*Sterling-Dollar Diplomacy* では、二つの声明，つまり大西洋憲章第4パラグラフ，相互援助協定第7条において戦後貿易の基本原則が謳われているとされる〔Gardner, 1956 (revised in 1980), Chapter 3-4〕。そして我が国においては必ずといってよいほどガードナーの分析が典拠とされているが，二つの声明を詳細に検討した研究は，管見する限り，ほとんどない。唯一，佐々木隆生氏が，戦後世界経済の編成の論理として大西洋憲章を分析されている（佐々木隆生，1980，1986，2010）。氏の理解によれば，大西洋憲章第4パラグラフのいう「英米両国は，既存の義務を十分尊重し，世界のすべての国は…公平な条件の下に世界貿易に参加し…」（*FRUS*, 1941, Vol. I, p.368：傍点は山本）は，自由・無差別・多角原則（「多角」という言葉を氏の理解に従ってここではそのまま使用する）を述べており，これはアメリカの論理，いわゆるハルの原理を代弁している。もちろん氏が重視されるのは後者の傍点で示した「公平な条件の下に」である。さらに氏は，「英米両国は，労働水準の向上，経済発展そして社会保障の達成という目的をもって，経済面ですべての諸国が最大限の協力を行うことを要望する」（*Ibid.*, p.368）と謳った大西洋憲章第5パラグラフに注目される。そして氏は，第5パラグラフを「完全雇用と経済成長のための国際協力」（佐々木隆生，2010，225ページ）を約束したものと捉え，イギリスの論理，ケインズの原理を代表していると結論付けられる。氏の分析視角は，冷戦の最中に書かれた最初の二つの論文と直近の著書では，異なるが，戦後世界経済編成の論理を，「自由・無差別・多角主義」と「国際協力」という二つの側面から捉え，その起源を大西洋憲章第4，第5パラグラフに置いていることには相違ない。

もっとも，近年の海外の研究は，大西洋憲章第4パラグラフについて，佐々木氏ほどアメリカの論理が貫徹したものと見做していない。例えば，大

図1 英米戦時貿易交渉と戦後貿易構想の立案 — ワシントン会議に至る過程 —



(出所) 山本和人, 1999, 図8-1を引用。

西洋憲章発表の経緯を、英米の未公開公文書類を中心に多くの第1次資料に基づいて本格的分析を試みたドブソン (Dobson, P.) は、第4パラグラフについて米英双方が受入れることができる両義性を持ち、抽象的な表現に留まっているとし、自由貿易について明確な定義を下したものではないと結論付けている (Dobson, 1986, Chapter 3, Dobson, 1988, p.29)。つまりドブソンは、第4パラグラフの成立過程を米英の駆引き、それにアメリカ政権内部の対立を絡めて分析した結果、第4パラグラフの内容 (傍点を付した「既存の義務を尊重し」に着目) について、英米共通の戦争目的に留めるというイギリスの主張が通ったものと結論付けているのである (ドブソン論文の要約については、山本和人, 1987)。同じく、チラー (Zeiler, T.W.) も、第4パラグラフが、明確性と目的を欠き、国務省の自由貿易論者をうんざりさせたと述べている (Zeiler, 1999, p.26)。同様の評価は GATT の誕生プロセスを扱ったアーウィン (Irwin, D.A), マブロイドス (Marvroidis, P.C.), サイクス (Sykes, A.O.) による直近の著書 (Irwin, Marvroidis and Sykes, 2008, p.17) にもみられる。こうして、近年の欧米の研究では、大西洋憲章第4パラグラフに対して、自由貿易について規定したものではないという評価を下している。

それでは第5パラグラフに対してはどうか? ドブソンは、第5パラグラフを「社会保障条項」と称している。そして彼は、完全雇用と経済の拡大の実現のために、アメリカからの輸入を制限できる権限をイギリスが要求したものと解釈したのである (Dobson, 1986, p.74)。佐々木氏のいう完全雇用実現のための国際協力と、ドブソンのいうその実現のための輸入制限は、どのように関連付けるべきであろうか。われわれは、二人の見解を総合的に捉えるべきであると考え。GATT や ITO 憲章を作成するにあたって、第5パラグラフは雇用に関する章あるいは条項の基本理念となったと考えられる。GATT 草案や ITO 憲章の雇用に関する章および条項は、黒字大国アメリカの

国際経済運営に対する責任、つまり率先して貿易障壁を削減・引下げるとともに、拡張主義的な経済政策を継続することによって、世界の需要を喚起すること（換言すれば、世界の完全雇用を促進すること）を規定していた。これが佐々木氏のいう国際協力に当てはまる。他方、GATT 草案や ITO 憲章では、アメリカ以外の世界、特にイギリスに代表される貿易赤字国が、国内雇用を守るために経済拡大政策を採用し、赤字がさらに拡大した場合（それはアメリカの不況によっても引き起こされるが）、アメリカからの輸入をストップできる輸入制限の権限を明確化したのである。世界（イギリス）の完全雇用の達成を可能にする国際環境は、アメリカの責任（国際協力）と世界各国（イギリス）に与えられる輸入制限の権利のもとで、整えられる。

イギリスでは、戦争初期（1941年初頭）から、戦後の雇用問題について検討が始められる中、雇用問題と国際収支赤字の関係が認識され、こうした状況の下で、完全雇用をどのようにして達成するかについて考察が進められていた。そしてそのために、各国の金融、財政そして投資政策について国際的な協調が必要であると考えに至っていた。経済部（Economic Section）がその検討の役を担い、ミード（Meade, J.）がその中心的存在であった。彼は、戦後にイギリスの完全雇用を達成するために必要な貿易に関する国際的な枠組みとして『国際通商同盟案』を提案したのであり、同案には国際収支黒字国に比べて赤字国に保護主義的手段の採用を認めるという思想が流れていた³⁾。このような事実から、大西洋憲章第5パラグラフの発表とイギリスの完全雇用政策に関する研究開始の時期が符合することが理解できよう。第5パラグラフはイギリスの主張に基づいて挿入されたのである。もっとも、イギリスとて、注3)で述べてように、1941年段階において政府内部で完全雇用の達成方式について議論が開始されたばかりであり、世界の完全雇用に対するアメリカの責任とイギリス（その他諸国）の権利について、明確かつ詳細に規定できたわけではなく、第5パラグラフは、上記のような経済発展

や社会保障の達成のための国際間の協力という抽象的表現がとられたのである。イギリスにおいて完全雇用政策へのコンセンサスは、1942年12月のベバ

3) ミードが『国際通商同盟案』を作成するまでの経緯については、山本和人、1999、175～176 ページを参照せよ。また彼が雇用問題を国際的なフレームワークの中で考察しようとしていたことは、1941年7月8日付の論文『全面的失業防止のための国内手段』(Meade, 1941)の一節である「国際経済政策と失業」に見ることができる (*Ibid.*, pp.180-182)。彼はその中で、最も重要な諸国 (most important countries) の間で、国内経済政策 (総需要管理政策) に関して国際協調がなければ、その政策はうまく機能しないと述べている。とくに彼は世界的な不況時において、イギリスだけが需要拡大政策をとれば、イギリスは貿易赤字に陥り、金および外貨準備を喪失することになると述べている (*Ibid.*, p.181)。そしてとくに戦後過渡期において、イギリスの膨大な貿易赤字が予想される中、完全雇用政策の追求には、とりわけ国際収支調整問題に配慮する必要があると述べている (*Ibid.*, p.182)。なおこの論文は、省間委員会で検討されたことが、添え書きに述べられている (*Ibid.*, p.171)。これを契機にミードは、1944年5月の『雇用政策白書』に至る論争を主導していくことになる。もちろん、ケインズも同じ認識を立てて国際清算同盟案を作成しつつあった。ミードは、国際清算同盟案について、黒字国に国際収支調整の負担を負わせ、世界の需要拡大を促すことを目的としており、ミードの提案した国際通商同盟案と同じ趣旨を持って提案されていると述べている (山本和人、1999、199～200 ページ)。『雇用政策白書』の発行に至るミードの役割、および彼とケインズの関係については、平井俊顕 (服部正治/西沢保編著、1999、第6章) が詳しい。平井論文から、実際に『雇用政策白書』の作成に関わったのはミードであったこと、そしてそれを支えたのがケインズであったことが理解できる。

欧米の研究では、ウッズが、大部の著作、A Changing of the Guard: Anglo-American Relations, 1941-1946 の第7章、「多国間主義の解釈—完全雇用と外国貿易に関する論争、1943～1944年」(Wood, 1990, pp.188-211)において、米英両国における戦後に向けての完全雇用政策形成の違いを明確にする作業を行っている。アメリカにおいては、完全雇用実現の手段が、総需要管理主義から多国間主義的な貿易政策 (自由・無差別貿易) にシフトしていくのに対して [その転換点としてウッズが重視するのが、1944年12月、自由貿易論者クレイトン (Clayton, W.L.) の国務省経済事情担当次官への任命であった。事実クレイトンは、GATT および ITO を設立するための一連の会議でアメリカ側の中心人物となるのである]、イギリスでは総需要管理政策へのコンセンサスが形成されていった。その象徴が『雇用政策白書』の発行であった。このイギリスにおいて完全雇用政策の理論を政府の政策に移す現実主義的な役割をミードが担ったことが指摘され、『雇用政策白書』作成への彼の関与についても述べられている。ミードは、ウッズの著作においても、すべての諸国が国内で有効な完全雇用政策を実施しないなら、多国間主義 (ウッズのいう多国間主義とは、自由で無差別な貿易と捉えることができる) は機能しないと考えていたことに言及されている (*Ibid.*, p.195)。

リッジ報告以来、形作られ、1944年5月の『雇用政策白書』において、「戦後において高度で安定的な雇用の維持を最も重要な政府の目的と責任の一つとして受入れる」という約束を政府が行ったこと（Toye, 2003, pp.142-144）で成立した。そしてアトリー労働党政権が誕生するとさらに雇用問題を国際的な枠組みの中で捉える動きが高まっていくのである。イギリスは完全雇用政策の公約を、自国の置かれた厳しい国際環境、つまり巨額の貿易赤字を計上する中で、実施しなければならないというジレンマに陥っていた。後述するように、第5パラグラフの原則が、イギリスの論理に沿って国際間の雇用問題として深化・具体化していくのは、大戦後の米英交渉そして中核国グループ間の交渉においてであった。

従って、アメリカが第5パラグラフに込められたイギリスの意図を的確に理解できたかどうかは疑問である。第5パラグラフの短い抽象的表現から、アメリカの一方的義務とイギリスの権利を読み取ることは不可能であろう。戦後の状況が明確に読めない状況で、つまり、イギリスの貿易赤字とアメリカの黒字という状況というインバランスな世界は想定できても、その程度がはっきりしない状況下であって、完全雇用の追求という両国共通の目標の追求がイギリスの権利とアメリカの義務を伴うものであることを読み取るとはアメリカにとって不可能であったと思われる。アメリカが第5パラグラフをすんなりと受入れた背景はこうした時代的制約があったと考えられる。また戦争終結直前まで、アメリカは、完全雇用の追求を国際的な枠組みの中で考える視角が希薄であったことも確かである。後述するように、アメリカが作成した最初の「国際貿易機構のアウトラインに関する草案」には、完全雇用のための国際政策を扱った章は存在しないのである。完全雇用政策はあくまでも国内問題であり、国際間のそれではないという考えがあったと思われる。結果的には、イギリスの主張である第5パラグラフ、そして相互援助協定第7条の義務をアメリカは少なくとも戦中の貿易システム構築過程で無視

したといえる。

ところで、大西洋憲章の経済条項は、相互援助協定第7条となって具現する(図1参照)。相互援助協定第7条では、大西洋憲章第4、第5パラグラフの目的がいっそう鮮明に描かれている。その内容の要点を示せば次のとおりである。「米英両国は、両国間の相互に利益的な経済関係の促進と世界的規模での経済関係の改善という目標のために、心を同じくするその他諸国の参加のもとに、第1に、適切な国際的そして国内的な手段を通じて、生産、雇用そして財の交換および消費の拡大を目指し、第2に、国際通商におけるすべての差別的形態を撤廃、そして関税およびその他の貿易障壁を引下げることを目指す。両国政府は、経済の現状に鑑みて、上記の目的を達成する手段と、心を同じくするその他の政府の合意行動を求める手段を決定するための会議を、早期の適切な時期に開催すべきである」(DSB, February 28, 1942, p.192: 傍点と下線は山本)。傍点を付した箇所から明らかなように、第7条には、二つの目的が、大西洋憲章以上に鮮明に述べられている。第1の目的がケインズの原理、第2の目的がハルの原理となろう。

ここで注意すべきは、以後、米英間で戦後貿易システムを構築する際に理念となったのが相互援助協定第7条である。とくに「アーティクル・セブン(Article VII)」という固有名称が与えられ、貿易システム構築のたたき台となるのである。そもそも、第7条は、武器貸与法第3条(b)、いわゆる「考慮条項(Consideration)」に対する中間的な解答といえる。武器貸与法は、武器貸与物資の返済について曖昧に規定しており、その詳細については後の検討(consideration)に委ねられたのである。とくに国務省が1941年5月に財務省に代わってこの問題の担当となると、考慮条項は戦後経済への確約を求める交渉へと進展していく(山本和人, 1999, 130~131ページ)。そして相互援助協定第7条の合意によって、その暫定的結論が出されたのである。従って米英にとって、第7条は大西洋憲章の経済条項より重要性をもつもので

あった。むしろ、大西洋憲章の経済条項は、7条作成の過程で生み出された副産物として位置付けるべきであろう。7条成立以後、米英の戦後経済の枠組み構築に際して、7条は Article VIIとして、世界経済システム構築の原理を提供するものとなるのである。

ただし、第7条の解釈を巡っては、米英間に大きな隔たりがあったこと、さらに7条の条文に下線を引いた箇所が示すように、具体的な交渉をいつ始めるのか明確にしていなかったことが重なって、貿易システム構築を長引かせる要因となった。

それでは、大西洋憲章第4、第5パラグラフそして、より重要なものとして相互援助協定第7条の意義をどのように捉えればよいのか。われわれは、実際に貿易システム（GATT および ITO 憲章）を構築するにあたって開催された一連の国際会議に「第1回国連貿易雇用準備会議」（ロンドン会議）、「第2回国連貿易雇用準備会議」（ジュネーブ会議）、「国連貿易雇用会議」（ハバナ会議）という名称が与えられたこと（傍点は山本）、さらに ITO 憲章には、貿易一般についてのルールを規定した章とともに、国際雇用政策について言及した章が存在した事実注目する。つまり、貿易に関するルールと各国の完全雇用実現のためのルールの理念を大西洋憲章第4、第5パラグラフ、そしてその完成版としての相互援助協定第7条が提供したといえるのである⁹⁾。そしてこうした理念は、次節で述べる多国間主義に関する米英の合意をもって、戦後貿易システムの基本原理を形成することになる。

Ⅱ 戦後貿易システムの模索 — ミード構想，ワシントン会議 (1943年9～10月)の意義

第7条が発表されてから1年半後の1943年9月に米英両国は漸く、第7条を具体化するための討論に入った。われわれが呼ぶところのワシントン会議である。会議の結果、「貿易政策に関する英米合意文書」（邦訳については、

山本和人, 1999, 246~252ページ参照), いわゆるワシントン原則が発表された。ワシントン原則では, 貿易のルールを提供と紛争が生じた場合にその調停にあたる国際機関の創設が謳われていた。われわれが戦後貿易システムの最大の特徴と見做す多国間主義がここに米英の合意事項となったのである。すでに前著で述べたように, 貿易システムを多角間主義に基づいて構築するという考えは, ミードの『国際通商同盟案』を起源としていた。ミードは第7条に沿ってイギリスの戦後貿易案を作成したのであり, それは国際ルールの下に黒字国アメリカの責任を明確にし, その中でイギリスの権利(貿易制限を通じた完全雇用の確保と英帝国・スターリング地域の存続)を主張したものであった。おりしも, アメリカが補足貿易協定の締結を軸に自治領諸国の切り崩しにかかっており, それを封じるためにも, イギリスに有利な国際ルールを作る必要があった。多国間主義によってアメリカの2国間主義を封じ, もってイギリスの国益を保持するという目的が通商同盟案には込められていたのである(補足協定については, 山本和人, 1999, 151~167ページ,

4) 1982年の論文で, 戦後の世界経済秩序を, 「Embedded Liberalism (埋め込まれた自由主義)」という概念を用いて説明したラギー(Ruggie, J.G.)は, 大西洋憲章第5パラグラフ, 相互援助協定第7条に注目し, 次のように述べている。「早くも1941年8月の大西洋憲章で, 米英の戦後経済目的に関するリストには, 多国間主義が国内経済成長と社会保障のための協力と結び付けられた。実際, 多国間主義の進展は, 1942年2月に調印された(武器貸与に関する)相互援助協定の第7条において, 国内生産, 雇用そして財の交換・消費の拡大を条件とするようになったと思われる」(Ruggie, 1982, p.394)。この段階でラギーは, 多国間主義(Multilateralism)に関して正確な定義を行っておらず, 自由・無差別主義の代名詞として使用しているが, Embedded Liberalismの起源を正確に捉えているといえよう。また彼は, 先進国間(米英間)の見解の相違は, 社会目的の合法性, つまり, 国内の安定(雇用の確保)に関するものではなく, その安定を確保するために必要な国家介入の程度と形態に関するものであったし, 米英両国の見解の相違が質的というより, 程度の差にあったことも指摘している(*Ibid.*, p.394)。なお, 彼が多国間主義について正確な定義を行うようになるのは, 1993年の論文を待たなければならなかった(Ruggie, 1993, pp.3-47)。そこで彼は, 多国間主義について上述した「一般化された行動原則に基づいて3カ国以上の関係を調整する制度上の形態(institutional form)のこと」(*Ibid.*, p.11)という定義を下すのである。

国際通商同盟案の作成からワシントン会議提出に至る経緯については、山本和人，1999，第7章を参照のこと）。

他方，アメリカはワシントン会議に際して，国際通商同盟案に相当する貿易案を纏めておらず，会議では通商同盟案が両国の議論のたたき台として利用された（その議論の詳細に関しては，山本和人，1999，230～243ページ）。アメリカは，通商同盟案に含まれたルールの内容について，とくに英帝国特惠関税制度の維持や一括引下げ方式に関しては，反対を唱え，対案を提出したが，国際通商同盟案の方式自体，つまり，多国間主義に関してはアメリカの2国間方式よりずっと進んでいることを認めたとイギリス代表団長のロー（Law, R.）は，内閣に提出した報告書「第7条に関する英米討論」で語っているが，その報告書の一部である「貿易政策に関する米英合意文書」は，ミードらが商務省に提出したレポートを再録したものであった（山本和人，1999，241～242）。

事実，アメリカは，ワシントン会議の開催直前に，互恵通商協定締結運動を停止していることが，通商協定締結に関する日程表から読み取ることができる（山本和人，1999，228ページ，表8-1参照）。アメリカは1942年8月のアイスランドとの協定以降，2国間協定の締結は行っていない。また自治領政府に圧力をかけていた補足通商協定の締結についても語らなくなった（山本和人，1999，242ページ）。明らかにアメリカの通商政策のスタンスが2国間主義から，多国間主義へ軸足を移していく過程をみることができる。

ワシントン会議では貿易分野を含めて5つの分野（国際通貨，商品政策，国際カルテル，雇用問題）で討論が行われたが，国際通貨問題については，ホワイト案（基金案）に基づく米英の共同声明，「国際通貨基金の設立に関する連合国および準連合国の専門家の共同声明」が発表された。それが1年後には，ブレトンウッズ会議に繋がっていった。その他の分野でも共同声明

が出されたが、それほど多くの会議が開催されたわけではない。雇用分野では「高水準の雇用維持政策の国際調整に関する英米合意文書」が出されたが雇用問題について話し合いが持たれたのは実際、3回に過ぎず、完全雇用達成のための国際調整問題は今後の課題とされたのであった(山本和人, 1999年, 257ページ)。むしろ、ワシントン会議では、国際通貨問題と国際通商問題に対して相当突っ込んだ議論がなされたと捉えることができよう。会議において国際通貨の方からは、アメリカのホワイトの国際通貨基金案が、そして国際貿易の方からは、イギリスのミードの国際通商同盟案が、国際経済システムの構築にあたって雛型を提供するものとして承認されたのである。われわれはこの点を非常に重要だと考える。両案とも戦後世界経済の枠組みを特徴付ける多国間主義に立っているからである。

もっとも、後者については、本邦はもちろんのこと欧米においてもほとんど注目されることはなかった。国際通商同盟案はバールに包まれ、その公刊が1980年代になって漸く行われたことにもその原因があると思われる。1980年代後半に、カルバートによって国際通商同盟案に関する本格的研究(Culbert, 1987)が開始されて以降は、国際通商同盟案への関心は急速に高まっていた。その動きは、ラギーを中心とする国際政治学者たちによる戦後貿易システムの特徴を巡る研究の深化、いわゆる多国間主義の定義や Embedded Liberalism という概念の導入などと連動していた。以降、欧米では GATT 成立を巡る研究が相当な進展を見せた。ミード全集を編集したホーソン(Howson, S.)は、ミードの生涯とその業績を讃えた『エコノミック・ジャーナル』誌の追悼論文の中で、ミードを GATT 創設の父(founding father)と呼んでいる(Howson, 2000, p.122)。

筆者も、前著において、英米の未公刊公文書類を紐解き、国際通商同盟案が、GATT, ITO 憲章そして WTO の根底を流れる重要な原則、つまり多国間主義を、貿易分野において初めて前面に押し出した画期的な提案であった

ことを明らかにした。さて、このようにみれば、国際通商同盟案からワシントン原則の公表までを、戦後貿易システムの原点と捉えることができる。相互援助協定第7条で謳われた自由貿易と無差別主義を達成する具体的な手段(制度)として多国間主義の採用が米英両国の間で合意された。自由・無差別・多国間主義という戦後貿易の3原則がここに誕生することになったのである。もっとも、自由・無差別主義はあくまで原則であり、米英間でその解釈に相違があるのは当然のことであった(もちろん、これには国内の完全雇用達成のための政策と自由・無差別原則との関係も含まれる)。すでにワシントン会議においても、関税の引下げ方式や特惠関税の扱いについて、米英間ではその見解が大きく食違っていた。ワシントン原則は、多国間主義については合意したが、自由・無差別主義の内容について、見解の相違がある場合には、米英双方の主張を列挙し、今後の課題としたのである(国際通商同盟案とワシントン原則の比較については、山本和人, 2010b, 60ページの表を参照のこと)。

Ⅲ 多国間システム構築の開始 — アメリカへの主導権の移行

前著で最も強調したことは、ワシントン原則までは戦後貿易システムの形成がイギリスの構想力に大きく拠っていたことであり、アメリカはイギリスの構想に対する対抗案を提示できなかったことである。イギリスチームを率いたローは、帰国後、戦時内閣に対して、ワシントン会議の貿易を巡る討論について、アメリカがイギリスの多国間主義に関する構想を受入れた点に満足したこと、アメリカの2国間主義からの後退を歓迎した報告書を提出している(山本和人, 1999, 241~242ページ)。しかし、これは戦後貿易システム構築の第一歩に過ぎなかった。イギリスは、ワシントン原則について戦時内閣の合意を得て、次のアメリカとの交渉に備えなければならなかった。だが、ワシントン原則を国内に持ち帰り、同意を得る段階になって、イギリス戦時

内閣には大きな亀裂が入った。それは英帝国特惠関税の絶対維持を主張するインド大臣、エイメリー (Amery, L.S.) や農業水産大臣ハドソン (Hudson, R.S.) を中心とする保守党強硬派、計画経済を重視する労働党グループから挟撃されて、戦時内閣はワシントン原則への合意を取り付けることができなくなったからである。ついに1944年4月27日の閣議で戦時内閣は通商同盟案 (ワシントン原則) の棚上げを決定した (図2 参照)。われわれはこの結論をイギリスの戦後世界貿易システム構築からの撤退として重視する (山本和人, 1999, 272~281ページ)。

他方、図2に示したように、アメリカは、ワシントン会議を契機に、多国間主義に基づく貿易システム案の作成に取り掛かった。これをもって戦後貿易システム作成の主導権がアメリカに移行するのである。ワシントン原則を推進させるうえで決定的であったのが、1944年4月に設立された「対外経済政策に関する執行委員会 (Executive Committee on Economic Foreign Policy : ECEFP)」の存在であった。同委員会は、国務省を中心にしつつも、各省、各部門のメンバーを加えることによって、アメリカの長期的な国際経済政策について、大統領や国務長官に勧告を行うことを任務としていた。実際、国際貿易憲章の草案はECEFPが作成することになる。

そしてECEFP傘下の委員会の一つであった「貿易障壁問題委員会」は、ミード案に触発され、互惠通商協定法に規定された選択的で品目別の二国間関税引下げ方式に替わる一括引下げ方式を提唱 (「貿易政策に関する多角協定案の条文草案」: 1944年10月)、特惠関税や非関税障壁の撤廃についても普遍的国際ルールを基軸とした多国間主義に傾斜した。ECEFPのその他の委員会も、商品政策、国際カルテル問題、そして国際機構に関する研究を深化させた。1945年3月にECEFP傘下の国際機構の研究に関する委員会は『国際貿易機構のアウトラインに関する草案』を作成し、国際貿易機構がカバーする分野を貿易政策、商品政策そして商慣行の領域であるとした (Notter File,

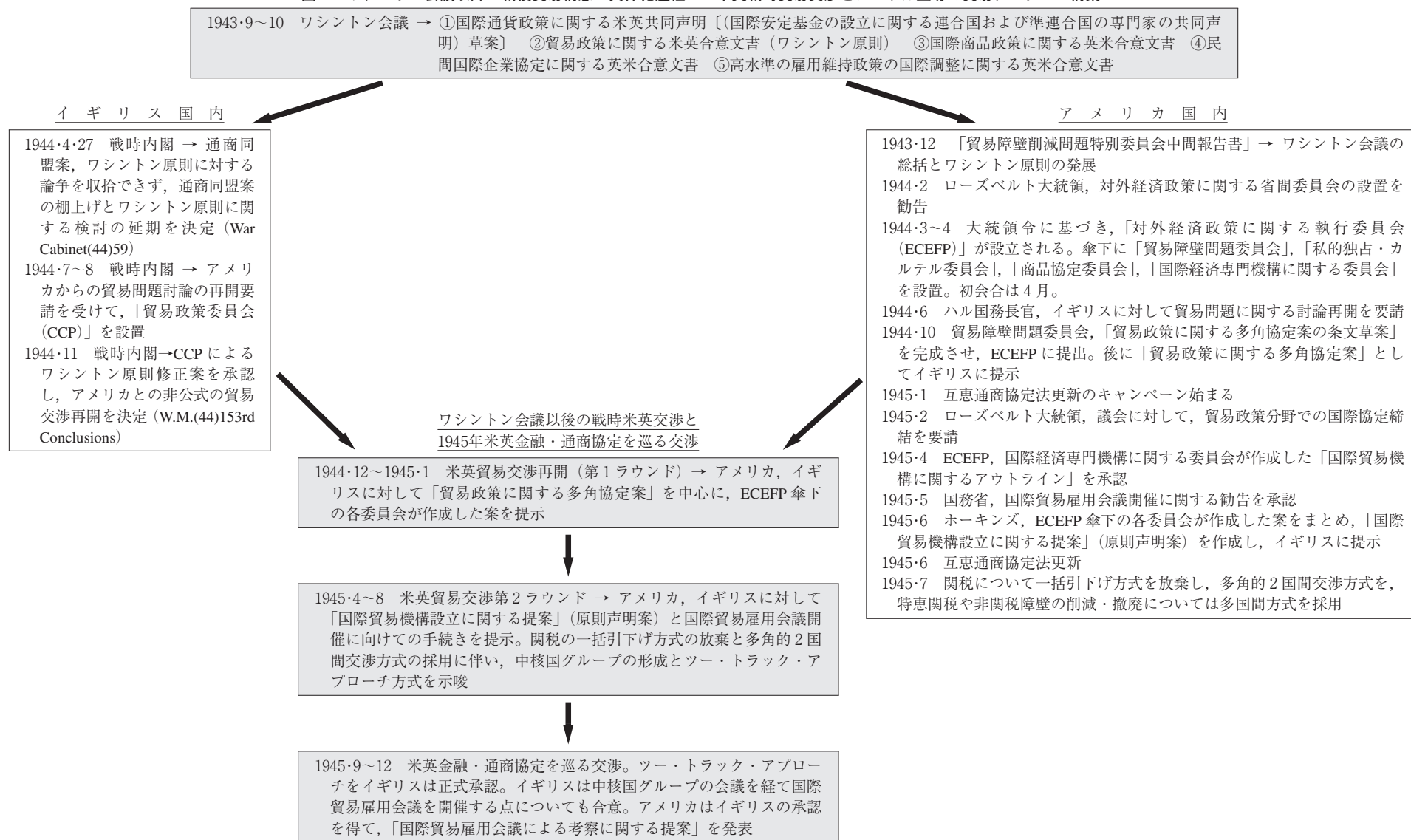
1945a)。この草案は正式提案（Notter File, 1945b）として ECEFP に渡され、EPEFP は 4 月 27 日にこの案を承認した（Notter File, 1945c）。われわれがいうところの「広義の貿易政策」は、アメリカの理解では上記 3 分野をカバーするものであり、雇用政策は除外されていた⁵⁾。つまり、この段階においてもアメリカは雇用政策の国際調整問題を国際貿易機構の扱う領域外としていたのである。ところが図 2 に示した米英の貿易交渉第 2 ラウンド（1945 年 4 月から 8 月にかけてロンドンで開催。詳細については山本和人, 1999, 316～330 ページ参照）の第 4 回目の会議（5 月 15 日）において、アメリカは、上記 3 分野に加えて雇用政策もカバーする国際貿易機構の設立に関する文書を作成していること（Board of Trade, 1945b, p.3）をイギリスに伝えた。

さらにアメリカは「国際貿易雇用会議」の開催を約束すると述べたのである（Board of Trade, 1945b, p.1）。そして実際に貿易システム（GATT および ITO 憲章）を構築するにあたって開催された一連の国際会議に「第 1 回国連貿易雇用準備会議」（ロンドン会議）、「第 2 回国連貿易雇用準備会議」（ジュネーブ会議）、「国連貿易雇用会議」（ハバナ会議）という名称が与えられるようになる（傍点は山本）。この一連の会議において、国際雇用政策について言及した章は、中核国グループを構成するイギリスを中心とするヨーロッパ諸国、さらにオーストラリアなどの途上諸国の支持を得て、その存在意義をますます高めていったのである。

ところでこのようなアメリカの態度の変化は、交渉団長ホーキンス（Hawkins, H.）が 3 週間ほどの帰国（ワシントン）からロンドンに戻った

5) われわれの理解では、「広義の貿易政策」とは、ITO 憲章がカバーする対外経済政策すべて、すなわち、最終的には通商政策、国際的雇用政策、経済開発政策、制限的商慣行を巡る政策、政府間商品協定の 5 分野を指す。しかし、前者で述べたように、当初は通商政策、制限的商慣行、政府間商品協定の 3 領域にかんするルール化を目指したものであった（山本和人, 1999, 297 ページ）。他方、「狭義の貿易政策」とは、GATT に結実した通商政策だけに関するルール、とりわけ貿易障壁削減に関する多国間取決めを表すタームとして使用した（同, 297 ページ）。

図2 ワシントン会議以降の戦後貿易構想の具体化過程 — 米英戦時貿易交渉とアメリカ主導の貿易システムの構築 —



(出所) 山本和人, 1999, 図9-2を加筆, 修正。

直後に生じたのである。つまり、アメリカ側に、雇用政策を国際的枠組みの中で考える姿勢が強まってきたと考えるべきであろう。そしてすでにその兆候をイギリスは感じ取っていた。前述した「貿易政策に関する多角協定案」を分析したイギリスは、その序文における国際的な雇用政策の必要性に関する記述を評価した。序文には、主要国の経済繁栄がその他諸国の繁栄を左右すると述べられており (Board of Trade, 1945a, p.9), これをイギリスは、アメリカが責任をもって経済拡大政策を採り続ける必要性を認識し始めたのと捉えたのである (Ibid., p.4)。

もっとも、第7条との関連で雇用問題への対処についてアメリカの見解を聞かれたホーキンスは、今後イギリスと討論を進めるつもりでいると返答した。さらにイギリス代表団が、国際貿易機構には上記の3つの分野に加えて「雇用政策の貿易に関する側面 (trade aspects of employment policy)」をカバーすべきであると考えていると述べたところ、ホーキンスは次のような見解を示したのである。「貿易の見地から考えて、雇用政策の問題は主として控えめな (negative) 問題であるとアメリカは考えている。つまり、それは様々な諸国の国内雇用政策が失業の輸出という結果を招くのをどのように防ぐかの問題である」 (Board of Trade, 1945c1, p.5: 傍点は山本)。このような発言から、アメリカは各国が完全雇用政策を実施できる環境 (国際的なインバランスの解消) を作る必要性を認識する以上に、自由・無差別主義に基づいた貿易ルールの提供を、ITO 憲章の主要目標と考えていたことが解る。ウッズの指摘するように、アメリカ政権は、1944年以降、アメリカ国内における完全雇用 (正確には最大限の雇用) は、自由・無差別主義に基づく貿易制度の形成でもって実現できるとする方向に動いていったのである (Wood, 1990, pp.207-211)。

しかし、アメリカ団長のホーキンスが貿易交渉第2ラウンドの第6回会議 (6月7日開催) にイギリス側に手渡した『国際貿易機構設立に関する提案』

(われわれが呼ぶところの「原則声明案」)には、実際、第Ⅲ章「国内雇用計画の国際的側面」と題する新たな章が挿入されていた(アメリカでは、Notter File, 1945d, p.4. イギリスでは Board of Trade, 1945c2, pp.5-6)。まさしく、「貿易政策に関する多角協定案」の序文に述べられていた雇用に関する記述が、第Ⅲ章として結実したと考えられる。ホーキンは、この原則声明案について、ワシントン出張に際して持ち帰った ECEFP 傘下の各種委員会が作成した文書を彼自身に取り纏めたものであり、アメリカ政府の承認を得たものではなく、極秘文書として扱うことをイギリスに要請している(Board of Trade, 1945c3, p.7)。上述したように、EPEFP の各種委員会では、雇用問題を国際貿易機構のカバーする問題とする意識はなかったことから、ホーキンスが独自で書き入れた可能性が高い。もっともホーキンスの私的な文書である原則声明案が、その後1945年12月の米英金融・通商協定の通商面での合意文書『国際貿易会議による考察に関する提案』の基礎を提供していくのである(1945年米英金融・通商協定については山本和人, 2003を参照のこと)。

ここで原則声明案、第Ⅲ章「国内雇用計画の国際的側面」の内容を概説しておくことにしよう。まず指摘しておかなければならないことは、第Ⅲ章が節にも分けられておらず、未完成の条文である点である。その内容に関しては、「貿易政策の多角協定案」と同様に、各国の繁栄が主要先進国の経済繁栄(雇用と所得の水準の高さ)に依存していることがまず指摘され、次に雇用問題が国内的な責任問題であるにしても、国際的に重要性を有する問題であることが確認され、高水準の雇用を維持する政策が、他国の犠牲の上に行われてはならないことが述べられている(Notter File, 1945d, p.4, Board of Trade, 1945c2, p.5)。まさしく、「貿易政策の多角協定案」の序文に対してイギリスが行った論評、つまり、アメリカの主要国(大国)としての責任を述べたものと捉えることができよう。しかし、それは、相互援助協定第7条、そしてワシントン会議における雇用に関する合意内容を一歩進めるもので

あったには違いないが、世界に対する完全雇用の責任について抽象的な表現にとどまるとともに、また戦後世界経済の構造的インバランス（国際収支の大幅赤字国、大幅黒字国として具現）のもとでの赤字国の権利など、明確に述べたものではなかった。雇用条項がITO憲章の雇用条項として形を整えるのには、第1回貿易雇用準備会議（ロンドン会議）において、イギリスに中核国諸国が加わって、アメリカの責任とその他諸国の権利が明確にされるまで待たなければならなかった（詳細については、山本和人，2007，199～208ページ）

他方、イギリスに手渡された原則声明案は、前著でも指摘したように（山本和人，1999，325～327ページ），第IV章「貿易政策一般」のセクションC. 関税 の内容について、後に書き入れられるという表現をもって、空白にされたのである（Notter File, 1945d, p.8, Board of Trade, 1945c2, p.9）。これは、関税引下げ方式について、アメリカ代表団がイギリスに採用を匂わせてきた一括引下げ方式が不可能になりつつあったことと関連している。1945年6月の互惠通商協定法の更新に際して、国務省の通商政策グループの要請にもかかわらず、国務長官を初めとする政権のトップは、議会との関係から関税の引下げに関して2国間主義を放棄できなかったのである。従って、ホーキンスは、1945年6月27日に開かれた第7回目の米英会議において、一括引下げ方式ではなく、アメリカ政府が多角的2国間方式（multilateral bilateral approach）によって関税引下げを実施する法的権限を与えられたとし、できるだけ早く、多くの国と2国間協定を結び、その利益を均霑すれば、一括引下げ方式の場合と同じ目標を達成できると述べた（山本和人，1999，326ページ）。こうして一方では、関税引下げに関して2国間で選択的、商品別に行い、他方では、特惠関税や非関税障壁の削減・撤廃に関して多国間方式で実施するという正式なアメリカの貿易障壁削減政策が決定されたのである（図2参照）。

これに対して、イギリスとカナダは、2国間関税引下げ交渉を同時に多数国（40から50カ国）の間で行うのは、莫大な労力と時間を費やすものであり、事実上、このような交渉は不可能であること、また特惠関税の縮小・撤廃について多国間ルールで、関税引下げについては2国間で行うのは市場開放の程度を予め知ることなく、特惠関税の撤廃を約束させられるようなものだとして、失望と猛反対を表明した。このようなイギリスやカナダからの批判に応えるべく、アメリカはイギリスとの戦時貿易交渉の最終局面において、貿易障壁削減を含めた関税引下げを、まず主要国（中核国）間で実施するという提案をイギリスに行った（山本和人，1999，328-329ページ）。関税引下げとその他の貿易問題（広義の貿易政策）を分離して貿易システムを構築する方式、いわゆるツー・トラック・アプローチ（まだ未完成ではあったが）をイギリスに打診したのである（図2参照）。ここに、ファースト・トラックとしてのGATT交渉，セカンド・トラックとしてのITO憲章の作成という貿易システム形成の基本的道筋が示された。しかし、すでに一連の論稿で指摘したように、ツー・トラック・アプローチは、最終的にGATTに帰結する関税引下げのルールをどこまで拡大するのか、換言すればITO憲章のルールとの整合性あるいは重複をどうするのか、といった問題を交渉参加国（中核国グループ）に投げかけることになった。こうして各国間の国益がせめぎ合う中で、複雑で神秘的ともいえる交渉の結果，GATTが誕生する。われわれはいまその最終局面の分析を行っている。次稿ではGATT成立に向けてのクライマックスに焦点を当てることにしたい。

お わ り に

第7条に盛られたイギリスの主張，完全雇用政策のための国際政策（ケインズおよびミードの原理）がアメリカによって戦争終結直前まで等閑視され，原則声明案においても国際雇用政策の内容が原則論を述べただけで，曖昧で

あったこと⁶⁾、他方、関税の一括引下げ方式が撤回され、それに代わる多角的2国間交渉方式をアメリカが採用したことは、米英戦時貿易交渉の原点からの後退を示すとともに、これから本格化する貿易システム構築の困難さと複雑さを予想させるものであった。要するに、米英の戦時貿易交渉では、イギリスからアメリカへの主導権の移行が明確になる中、自由・無差別・多国間主義に基づく貿易システムの構築については基本的合意をみた。しかし、自由・無差別主義の具体的達成方法とその内容については、大きな見解の隔たりが存在したままであった。また国内の完全雇用と貿易の関係についても米英間の考えは異なっていた。こうした中、戦時貿易交渉に続く2年以上にわたる長期の交渉（米英だけでなく中核国グループ間での交渉も含めて）の結果は、複雑で神秘的とも形容できる GATT とその実施方式に結実していくのである。

6) 完全雇用に関する議論が本格化するのには第1回貿易雇用準備会議いわゆるロンドン会議においてであった。同会議でイギリスの雇用問題に関する責任者であったミードは、アメリカが提出した ITO 憲章草案（アメリカ草案）のもっとも不十分な部分が、雇用に関する規定であると見做し、その内容の豊富化を試みたのである。結果的にこの試みはその他の中核国グループの賛同を得て成功し、世界各国の完全雇用の達成のためには国際収支不均衡是正の必要性（黒字国アメリカの責任）と、アメリカ発のデフレ圧力を回避する必要性（その他諸国の対米輸入制限の権利）について規定した条文がロンドン草案、第Ⅲ章「雇用」の第7条 国際収支不均衡の是正 第8条 対外デフレ圧力に対する各国のセーフガード として追加されたのである（ECOSOC, 1946a, p.27）。もっとも、条文では、アメリカを名指して述べているわけではないが、各条文の内容と意図を詳しく解説したロンドン会議報告書の第Ⅱ部では、「ある重要な国（an important country）」という表現をもって、世界の完全雇用に向けてのアメリカの責任（需要拡大と輸入拡大の義務）を明確化している（*Ibid.*, pp.4-6, 山本和人, 2007年, 199~208ページも参照のこと）。大西洋憲章第5パラグラフ、相互援助協定第7条に盛り込まれた「ケインズの原理」（われわれの分析からはミードの原理といってもよいであろう）は、こうした形で ITO 憲章ロンドン草案に反映されたのである。なお ITO 憲章（ハバナ憲章）の雇用に関する章は、第Ⅱ章「雇用と経済活動」という名称に変更されているが、完全雇用達成に向けてアメリカの責任とその他諸国の権利が明記されていることには変わらない（International Commission for International Trade Organization, 1948a, pp.6-7）。

参考文献

アメリカ国務省関連

- ① *Post World Foreign Policy Planning : U.S. State Department Record of Harley A. Notter, 1939-1945*, Congressional Information Service, 1987. (Notter File で統一)
Notter File (1945a), Committee on Specialized International Economic Organization of ECEFP, “Draft Outline of Proposed International Organization,” March 16, reference No.350-124.
Notter File (1945b), Committee on Specialized International Economic Organization of ECEFP, “Outline of Proposed International Organization,” April 3, reference No.350-124.
Notter File (1945c), Committee on Specialized International Economic Organization of ECEFP, “Outline of Proposed International Organization (As approved by the ECEFP at its meeting on April 27),” reference No.350-124.
Notter File (1945d), “Proposal to Establish an International Trade Organization,” June 8, reference No.520-7.
- ② *Foreign Relations of the United States*. (文中では FRUS で統一)
- ③ *The Department of State Bulletin*. (文中では DSB で統一)

The National Archives [旧 PRO (Public Record Office)] 関係

- Board of Trade (1945), “Article VII Discussions,” reference No.BT11/2521.
Board of Trade (1945a), “Article VII Discussions : Resumption of Informal Discussions with American Officials,” reference No. A.S.D. (45) 1, March in reference No.BT11/2521.
Board of Trade (1945), “Post War Commercial Policy : Continuation of Informal Talks with American Officials,” reference No. BT11/2541.
Board of Trade (1945b), “Article VII : Continuation of Informal Talks with American Officials held on 15th May,” reference No. A.S. (U.S.) (45) 4th Meeting, 17th May in reference No.BT11/2541.
Board of Trade (1945), “Post War Commercial Policy : U.S. Papers relating to Cartels produced at talks with Mr. Hawkins,” reference No. BT11/2581.
Board of Trade (1945c1), “Article VII : Continuation of Informal Talks with American Officials held on 30th May,” reference No. A.S. (U.S.) (45) 5th Meeting, 8th June in reference No. BT11/2581.
Board of Trade (1945c2), Draft Statement by Mr. Hawkins, “Proposal to Establish an International Trade Organization,” June 2 in reference No. BT11/2581.
Board of Trade (1945c3), “Article VII : Continuation of Informal Talks with American Officials held on 7th June,” reference No. A.S. (U.S.) (45) 6th Meeting, 11th June in reference No. BT11/2581.

GATT・ITO 関連文書 (http://www.wto.org/english/docs_e/gattdocs_e.htm よりダウンロード)

- United Nations Economic and Social Council (ECOSOC) (1946a), reference No. E/PC/T/33, “Report of the First Session of the Preparatory Committee of the United Nations Confer-

ence on Trade and Employment,” 1946.

Interim Commission for the International Trade Organization (1948a), reference No. E/CONF.2/FINAL ACT&RELATED DOCUME, “United Nations Conference on Trade and Employment : Final Act and Related Documents : Held at Havana, Cuba from November 21, 1947, to March 24, 1948,” April 1948.

欧文文献

- Culbert, J. (1987), “War-time Anglo-American Talks and the Making of the GATT,” *The World Economy*, Vol.10, No.4.
- Dobson, A.P. (1986), *US Wartime Aid to Britain, 1940-1946*, Croom Helm Ltd.
- Dobson, A.P. (1988), *The Politics of the Anglo-American Economic Special Relationship, 1940-1987*, Wheatsheaf Books Ltd.
- Gardner, R.N. (1980, second edition with revised introduction ; the first in 1956), *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Prospects of Our International Economic Order*, Columbia University Press. [村野孝・加瀬正一 (1973), 『国際通貨体制成立史 — 英米の抗争と協力 — (上・下)』東洋経済新報社]
- Howson, S. (2000), “James Meade,” *The Economic Journal*, Vol.110, No.461.
- Irwin, D.A., Mavroidis, P.C. & Sykes, A.O. (2008), *The Genesis of the GATT*, Cambridge University Press.
- Meade, J. (1941), “Internal Measures for the Prevention of General Unemployment,” 8 July in Howson, S. (ed) (1988), *The Collected Papers of James Meade*, Volume I, Unwin Hyman.
- Ruggie, J.G. (1982), “International regimes, transactions, and change : embedded liberalism in the postwar economic order,” *International Organization*, Vol.36, no.2.
- Ruggie, J.G. (1993), “Multilateralism : The Anatomy of an Institution” in Ruggie, J.G. (ed.), *Multilateralism Matters : The Theory and Praxis of an Institutional Form*, Columbia University Press.
- Toye, R. (2003), *The Labour Party and the Planned Economy, 1931-1951*, The Royal Historical Society/Boydell Press.
- Woods, R.B. (1990), *A Changing of the Guard : Anglo-American Relations, 1941-1946*, University of North Carolina Press.
- Zeiler, T.W. (1999), *Free Trade Free World : The Advent of GATT*, Chapel Hill and London : The University of North Carolina Press.

邦文文献

平井俊顕 (1999), 「ケインズの雇用政策 — 政策における「ケインズ革命」 —」(服部正治/西沢保『イギリス 100 年の政治経済学 — 衰退への挑戦 —』ミネルヴァ書房。

- 佐分晴夫 (2010), 「GATT の翻訳文」『書齋の窓』10月号, No.598, 有斐閣。
- 佐々木隆生 (1980), 「戦後世界経済関係再編成の構想と原理 — 戦後国際経済関係再編成の基本論理 1. —」『(北海道大学) 経済学研究』第30巻第2号。
- 佐々木隆生 (1986), 「戦後世界経済関係再編成の構想と原理 — 戦後国際経済関係再編成の基本論理(2) —」『(北海道大学) 経済学研究』第35巻第1号。
- 佐々木隆生 (2010), 『国際公共財の政治経済学 — 危機・構造変化・国際協力』岩波書店。
- 山本和人 (1987), 「戦後世界経済交渉を巡る英米の角逐 — A.P. ドブソンの研究を中心として —」『(福岡大学) 商学論叢』第31号第3・4号合併号。
- 山本和人 (1999), 『戦後世界貿易秩序の形成 — 英米の協調と角逐 —』ミネルヴァ書房。
- 山本和人 (2003), 「1945年米英金融・通商協定 — 戦後世界貿易体制の出発点 —」『福岡大学商学論叢』第48巻第3号。
- 山本和人 (2006), 「戦後世界貿易体制成立史(1) — 米英金融・通商協定から第1回貿易雇用準備会議(ロンドン会議)前夜まで —」『福岡大学商学論叢』第51巻第2・3号。
- 山本和人 (2007), 「戦後世界貿易体制成立史(2) — 第1回貿易雇用準備会議(ロンドン会議:1946年10~11月)の考察(上) —」『福岡大学商学論叢』第52巻第2号。
- 山本和人 (2008), 「戦後世界貿易体制成立史(2) — 第1回貿易雇用準備会議(ロンドン会議:1946年10~11月)の考察(下) —」『福岡大学商学論叢』第52巻第3・4号。
- 山本和人 (2009), 「戦後世界貿易体制成立史(3) — 第2回貿易雇用準備会議(ジュネーブ会議:1947年4~10月)の考察(上) —」『福岡大学商学論叢』第53巻第4号。
- 山本和人 (2010a), 「戦後世界貿易体制成立史(3) — 第2回貿易雇用準備会議(ジュネーブ会議:1947年4~10月)の考察(中) —」『福岡大学商学論叢』第54巻第2・3・4号。
- 山本和人 (2010b), 『GATT/WTO 体制成立史 — 戦後貿易システムの原点を探る —』(増補版), 樞歌書房。